（略）		
第四条第一項第四号（第四条の四の二において準用する場合を含む。）	ホまで	ニまで
第四条第一項第四号イ（第四条の四の二において準用する場合を含む。）	第十一条第一項	第十二条第二項
	第十一条第二項	第十二条第三項
第四条第一項第四号ハ（第四条の四の二において準用する場合を含む。）	、第三条第四項又は第四条第二項	又は同令第九条第一項において読み替えて準用する同令第三条第四項若しくは第四条第二項
（略）		

（略）		
第四条第一項第四号（第四条の四の二において準用する場合を含む。）	第十二条第一項	第十三条第二項
	同条第二項	同条第三項
	含み、次のイからハまでに掲げる場合にあつてはそれぞれイからハまでに定めるものとする	含む
（略）		

第三条のうち、建築基準法施行規則別記第二号様式第四面の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
別記 第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（Ａ４） （第四面） 建築物別概要	別記 第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（Ａ４） （第四面） 建築物別概要
【１．番号】～【10．建築設備の種類】　（略）	【１．番号】～【10．建築設備の種類】　（略）
【11．確認の特例】 【イ．建築基準法第６条の３第１項ただし書又は同法第18条第５項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 □有　□無 【ロ．適用があるときは、特例の区分】 □建築基準法第６条の３第１項第１号に掲げる確認審査又は同法第18条第５項第１号に掲げる審査 □建築基準法第６条の３第１項第２号に掲げる確認審査又は同法第18条第５項第２号に掲げる審査 （構造設計を行つた構造設計一級建築士又は構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士） ⑴氏名 ⑵資格　構造設計一級建築士交付第　　号	【11．確認の特例】 【イ．建築基準法第６条の３第１項ただし書又は同法第18条第５項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 □有　□無 【ロ．建築基準法第６条の４第１項の規定による確認の特例の適用の有無】　□有　□無 【ハ．建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】 第　　号 【ニ．認定型式の認定番号】 第　　号 【ホ．適合する一連の規定の区分】 □建築基準法施行令第136条の２の11第１号イ □建築基準法施行令第136条の２の11第１号ロ 【ヘ．認証型式部材等認証番号】